

雫石町に 物品の買入れ等競争入札参加資格申請をする方へ

1 競争入札に参加するための資格要件

雫石町における競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業又は事業に関し法律上許可、認可等が必要とされる場合において、その資格を有する者
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていない者
- (3) 審査基準日（令和8年9月30日となります。以下同じ。）において営業又は事業年数が1年以上ある者
- (4) 審査基準日の直前の営業又は事業年度において、競争入札への参加を希望する業務についての業務履行実績（別紙「営業品目一覧表」の大分類に示す業務ごとの業務履行実績）を有する者（「財産等売払い」を除く。）
- (5) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者でないこと。

2 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業又は事業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていない者
- (3) 暴力団員等である者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 注意事項

- (1) 入札は、入札会場での執行となりますので、入札公告に示した会場にお越しいただく必要がありますので、入札会場に来場することを前提として資格申請を行ってください。入札会場に来場する意思のない事業者は、登録申請をご遠慮ください。

- (2) 会社名・個人等の記載については、登記簿の記載に関わらず、常用漢字等で申請してください。
- (3) 申請者の都合を理由として、手引きと異なる運用は一切行いません。
- (4) 雫石町小規模工事等契約希望者登録名簿に登載している者が本申請を行う場合は、名簿に登載した時点で、雫石町小規模工事等契約希望者登録を取り消します。

4 資格審査結果の通知、登録情報の公開及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承ください。なお、雫石町のホームページにて入札参加資格者名簿を公表しますので、そちらをご確認ください。

(2) 登録情報の公開

入札参加資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、予めご了承ください。なお、公開される情報は、以下のとおりです。

(3) 資格の有効期間

今回申請された資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までです。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。